

災害臨時号

平成23年8月1日発行 南三陸町総務課

第7号

応急仮設住宅の状況

7月18日（月）、第7次入居抽選会を実施し、現在建設中の仮設住宅16団地の入居者が決定しました。仮設住宅については、申し込み1,910世帯に対し2,163戸の建設を計画しており、8月中旬には、仮設住宅の建設が完了する予定です。仮設住宅への入居等の相談については、建設課まで問い合わせください。

応急仮設住宅の地区別建設状況 （平成23年7月20日現在）

地区名	建設予定戸数	完成戸数	建設中の戸数
志津川地区	638戸	320戸	318戸
戸倉地区	256戸	217戸	39戸
入谷地区	171戸	88戸	83戸
歌津地区	644戸	566戸	78戸
町外	454戸	281戸	173戸
合計	2,163戸	1,472戸	691戸

◆連絡先 建設課 ☎46-1377

臨時職員募集

◆業務内容 保育所給食の調理業務補助等

◆募集人員 3名

◆応募資格 調理師免許を有している方または保育所給食等の調理業務に携わった経験を有している方

※応募者数が募集人員を超えた場合は、選考のうえ採用します。

◆雇用期間 平成23年8月17日から平成24年3月31日

◆勤務時間

（志津川保育所）
・午前8時30分から昼12時30分まで（1日5時間、週5日）
（伊里前保育所）
・午前8時30分から午後5時15分まで（週20時間未満）
・午前9時から午後1時まで（1日4時間、週5日）

◆賃金

・調理師免許有り：時給840円
・調理師免許無し：時給720円
◆申込方法 志津川保育所及び伊里前保育所に備え付けの用紙にて申し込みください。

◆募集締切 8月10日（水）

◆連絡先 志津川保育所
☎46-13679

伊里前保育所
☎080-506519468

第2回自立支 援米の提供

6月から、被災者を対象に自立支援米を提供してきましたが、次のとおり2回目の提供を開始します。1回目の自立支援米を受け取り済みの世帯も対象となりますので、再度申し込みください。

◆対象者 3月11日時点において南三陸町にお住まいであった方のうち、住宅が全壊、大規模半壊及び半壊した世帯

◆受付日時 8月3日（水）から8月16日（火）の午前9時から午後4時まで（土曜日及び日曜日は除く）

◆場所 ベイサイドアリーナ
※受付時には、り災証明書（写しでも可）をお持ちください。

◆連絡先 保健福祉課避難対策班
☎46-2601

無料フリーマーケット

全国から寄せられた衣類・生活用品等の支援物資をフリーマーケット方式で無料提供します。

◆対象者 3月11日時点において南三陸町にお住まいであった方のうち、住宅が全壊、大規模半壊及び半壊した世帯

戦没者追悼式

例年実施しております戦没者追悼式は、戦没者遺族が東日本大震災により被災しているなどの事情から、今年の実施しないこととなりました。関係者の皆さんにおかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係
☎46-2601

災害義援金

南三陸町災害対策本部に寄せられた東日本大震災災害義援金の第二次配分基準を決定しました。

【配分金額の上乗せ】

◆人的被害 死亡・行方不明者：1人あたり4万円

◆住家被害

・全壊：1世帯あたり4万円
・大規模半壊・半壊：1世帯あたり2万円

【追加項目】

◆震災孤児

・東日本大震災により父母の両方が死亡した児童：児童1人あたり40万円

・父母の一方がいなかった児童のうち、東日本大震災により

父または母が死亡した児童：児童1人あたり40万円

◆震災遺児世帯 東日本大震災

により児童の父母の一方が死亡し母子（父子）世帯となった世帯：1世帯あたり20万円

※対象となる児童は、平成4年

4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方です。

※震災孤児・遺児に関する災害

義援金配分については、公益

法人独立協会から震災孤児・

遺児への配分を希望する災害

義援金が寄せられたことにより、新たに設定したものです。

【配分方法・手続き等】

◆人的被害分 災害弔慰金の申

出を行った方について、弔慰金の受取人の確定手続きと併せて第一次及び第二次配分義援金申請を行っていただく予定です。

※関係者には、別途通知します。

◆住家被害分

すでに第一次配分の申請を行った方については、再度の申請は不要です。第一次配分の指定口座に順次振り込み

ます。

◆震災孤児分 宮城県配分義援

金と同じ口座に振り込みますので手続きは不要です。

◆震災遺児世帯分 町で対象者

を調査のうえ、後日連絡する予定です。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係

☎46-2601

母子父子世帯に係る災害義援金

平成4年4月2日以降に生まれ

れた児童を扶養している世帯のうち、震災時に母子父子世帯であって、震災により住家に半壊

以上の被害を受けた世帯に対し、

宮城県災害義援金として、1世帯あたり20万円が配分されます。

なお、支給対象となるのは児童の保護者です。

◆手続方法 児童扶養手当の手

続きをしない母子（父子）世帯については、児童の母親

（父親）からの義援金配分申請

が必要となります。必要書類を

持参のうえ、申請受付会場まで

お越しください。

◆必要書類

り災証明書、戸籍全部事項証明書、保護者名義の通帳またはキャッシュカード

◆受付会場

役場仮庁舎会議棟

◆受付日時 8月1日（月）以降

降時（平日のみ）

※対象世帯のうち、震災前に児童扶養手当の手続きをしている世帯については、7月22日

（金）から、順次振り込みを行っていただきますので、この申請

は不要です。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係

☎46-2601

災害弔慰金の支給に関するお知らせ

災害弔慰金については、6月

1日から申出を受け付けていますが、受取人を確定するための調査に時間を要しています。支

給確定まで、もう少ししばらくお待ち

ください。また、場合によつては、申出関係者に通知のうえ

書類提出を求めるともありません。

ので、ご了承をお願いいたします。

なお、受取人を確定できた分については、順次支給を行って

います。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係

☎46-2601

無料法律相談

仙台弁護士会所属の弁護士が

来町し、震災によるトラブルや

困りごとなどに対する無料法律

相談を実施します。気軽にご相談ください。

◆日時・場所

①8月1日（月）、8月22日

（月）午前10時30分から午後

3時まで

ベイサイドアリーナ

②8月8日（月）、8月29日

（月）午前10時30分から午後

3時まで

平成の森

※予約は不要です。直接会場へ

お越しください。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係

☎46-2601

児童扶養手当現況届

平成23年度の現況届を次のと

おり受付します。別途送付の案内

文書に記載されている必要書類

等をお確かめのうえ、手続き

願います。

◆受付日時 8月10日（水）と

8月11日（木）の午前9時から

午後3時まで

◆場所 役場仮庁舎会議棟

◆連絡先 保健福祉課こども家

庭係 ☎46-2601

特別児童扶養手当所得状況届

平成23年度の所得状況届を次

のとおり受付します。別途送付の案内文書に記載されている必要書類をお確かめのうえ、手

続き願います。

◆受付日時 8月18日（木）午前9時から午後3時まで

◆場所 役場仮庁舎会議棟

◆連絡先 保健福祉課こども家庭係

☎46-2601

各種健康相談

【こころの健康相談】

眠れない、やる気が出ない、イライラするなど、心の健康に

関する相談に担当医師が応じます。

相談は無料で秘密は厳守します。安心してご相談ください。

なお、相談を希望される方は、保健福祉課健康増進係まで電話

で予約をお願いします。

◆日時 8月10日（水）午後1

時30分から午後3時まで

◆場所 志津川小学校あおぞら

教室

◆担当医 三峰病院院長

連記成史 先生

◆予約締切 8月8日（月）

◆連絡先 保健福祉課健康増進係

☎46-5113

【アルコール専門相談】

アルコールのことでお悩みのご本人、ご家族及び関係者の相

談に専門の相談員が応じます。

相談は無料で、秘密は厳守します。安心してご相談ください。なお、相談を希望される方は、保健福祉課健康増進係まで電話で予約をお願いします。

◆日時 8月9日(火) 午後1時から午後4時まで

◆場所 志津川小学校あおぞら教室

◆相談員 東北会病院リハビリ支援部長 大和田誠子 先生

◆予約締切 8月5日(金)

◆連絡先 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

【何でも健康相談】

町の保健師が健康に関する様々な相談に応じます。血圧測定なども行いますので、気軽にお越しください。なお、相談は無料で予約は不要です。

歌津会場

◆日時 8月2日(火)、8月9日(火)、8月23日(火)、8月30日(火)の午後1時から3時まで

◆場所 平成の森アリーナ入口ロビー

志津川会場

◆日時 8月3日(水)、8月10日(水)、8月24日(水)、8月31日(水)の午後1時から3時まで

◆場所 ベイサイドアリーナ内

1階ラウンジ

◆連絡先 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3921

乳幼児健診

【3カ月児健康診査】

◆日時 8月3日(水) 昼12時45分から

◆場所 志津川小学校あおぞら教室

◆対象者 全地区の平成23年4月生まれと前回健診を受けていないお子さん

【10カ月児健康相談】

◆日時 8月5日(金) 昼12時45分から

◆場所 志津川小学校あおぞら教室

◆対象者 全地区の平成22年9月から11月生まれと前回相談を受けていないお子さん

【3歳児健康診査】

◆日時 8月29日(月) 昼12時30分から

◆場所 志津川小学校あおぞら教室

◆対象者 志津川地区の平成20年2月から3月生まれと前回健診を受けていないお子さん

◆連絡先 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

建物外観調査

町では、東日本震災により流失した家屋課税台帳を復元するため、東京都世田谷区及び気仙沼県税務所の協力により、町内全域の建物を対象とした建物外観調査を実施しています。一次調査では、建物の外回りを調査するだけの予定となっておりますが、建物を計測する必要が生じた場合は、敷地内に立ち入らせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆連絡先 町民税務課課税係 ☎46-13372

上水道

上水道については、町内の一部の地域を除き、飲料水として復旧しましたが、今後、管路の切替工事等により、急きよ断水となる場合があります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、飲料水として復旧していない地域については、現在、復旧に向けて工事を進めていますので、ご理解を賜りますよう、お願いします。

◆連絡先 上下水道事業所 ☎46-5600

今月の税

8月に納期限を迎える町税等についてお知らせします。

◆税目

- ・町県民税(第1期)※普通徴収
- ・固定資産税(第1期)
- ・国民健康保険税(第3期)※普通徴収
- ・後期高齢者医療保険料(第2期)※普通徴収
- ・介護保険料(第3期)※普通徴収

◆納期限

- ・納付書納付：8月31日(水)
- ・口座振替納付：8月25日(木)

◆連絡先 町民税務課納税係 ☎46-13372

商工会からのお知らせ

南三陸商工会では、6月末日から志津川商工団地に仮事務所を移設して業務を開始しています。このたび、次の日程で各種専門家による無料相談を実施しますので、気軽にご相談ください。

【中小企業診断士による創業・資金繰り等相談】

◆相談日時 8月1日(月)、8月4日(木)、8月8日(月)、8月11日(木)、8月16日(火)、8月19日(金)、8月23日(火)、

8月26日(金)、8月30日(火)の午前10時から午後5時まで。

【社会保険労務士による労働・社会保険・年金等相談】

◆相談日時 8月3日(水)、8月9日(火)、8月17日(水)、8月24日(水)の午前10時から午後5時まで。

◆連絡先 南三陸商工会 ☎080-60104208

南三陸町商業協同組合からのお知らせ

南三陸町商業協同組合は、7月31日(日)をもって解散いたしました。長い間お引き立て賜りましたことに厚く御礼申し上げます。つきましては、お手元をお持ちの商品券を払い戻しいたしますので、手続き願います。

◆払戻期間 8月1日(月)から10月31日(月)まで

◆手続方法 南三陸商工会まで商品券を郵送するか直接持参してください。

◆支払場所 南三陸商工会本所(志津川商工団地内)

◆連絡先 南三陸町商業協同組合(南三陸商工会内) 〒986-0725

南三陸町志津川字沼田150-46 ☎080-2825-6748

復興に向かって

ともに手を取り合って

震災復興計画の策定について

町では、このたびの東日本大震災からの復興を計画的に進めるため、今後10年間の復興への道筋を示す「震災復興計画」の策定に取り組んでいます。

今後、町民の皆さんの想いを反映しながら、9月の策定を目指します。

「震災復興基本方針（素案）」の概要

計画の策定にあたり、町民の皆さんに、一日でも早く笑顔を取り戻していただき、未来への希望や活力を失うことなく、町民や事業者、団体、行政が一丸となって復興に取り組んでいくための基礎となる、「震災復興基本方針（素案）」を6月に公表し、現在、様々な機会を通じて議論をいただいています。

◆基本理念

町民や事業者、団体、行政など、町に関わるすべての方の総力を結集し、「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興を目指します。

◆基本的な考え方

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

このたびの震災の教訓を踏まえ、どのような災害においても命が守られ、安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

目標2 自然と共生するまちづくり

自然への敬意と豊かな海と山の恵みに感謝しながら、自然と共生するまちづくりを目指します。

目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

町の基幹産業である水産業などの産業を再生させ、光り輝く賑わいのあるまちづくりを目指します。

◆計画期間

被害が極めて甚大であることから、復興を成し遂げるまでの期間を、平成23年度から平成32年度までのおおむね10年間とし、大きく次の三つの期間に分け、連続的に計画を推進します。

- 復旧期（平成23～25年度）
- 復興期（平成24～29年度）
- 発展期（平成26～32年度）

◆緊急重点事項

- 1 被災者の生活支援と自立生活への誘導
- 2 ライフラインと河川堤防・護岸の仮復旧
- 3 災害廃棄物の処理
- 4 消防・防災機能の早期回復

- 5 雇用・生活資金の確保
- 6 各種産業の仮復旧
- 7 学校、保育所、介護施設の再開
- 8 役場機能の回復

◆復興計画の主な事業

- 1 安心して暮らし続けられるまちづくり
 - 住まいの高所移転、避難路や避難施設の整備、防潮堤や防波堤等の整備、三陸自動車道の早期整備推進、消防力の強化、自主防災組織の再構築、保健・医療・福祉の確保、復興住宅の整備、など
- 2 自然と共生するまちづくり
 - 自然エネルギーの活用、伝統文化の再生、教育環境の整備、防災教育の実施、情報通信インフラ等の整備、災害記録の保存と伝承、など
- 3 なりわいと賑わいのまちづくり
 - 漁業関連施設の応急的復旧、漁業関連施設の機能分担の再検討、農地の再生、地元産材の利活用推進、商工業の振興、観光振興、雇用の確保、交流人口の拡大、など

計画策定の体制

◆震災復興計画策定会議

このたびの震災による被害が甚大であり、復興の規模や内容が、町がこれまでに経験をしたことがない大規模なものであるため、各方面の有識者で構成した「震災復興計画策定会議」を設置し、専門的な視点からの意見や助言をいただきながら町の復興計画策定を進めています。会議は、傍聴できます。次回の会議は、8月7日（日）の午後1時から南三陸町役場仮庁舎会議棟で開催します。

◆震災復興町民会議

この地域で生活してきた町民の皆さんの想いは、新しいまちづくりを進めるために、何よりも大切なことです。広く町民の皆さんのご意見や復興に対する想いなどを集約するために「震災復興町民会議」を設置しました。

今後、7月25日（月）から7月31日（日）までに開催した「地域懇談会」でいただいたご意見などと合わせて、震災復興計画に関する提言書をとりまとめ、町へ提出することになっています。

これまでの取組みと今後の予定

- 【4月】
 - 28日 震災復興基本方針（骨子）策定
- 【6月】
 - 10日 震災復興計画策定会議（第1回）
 - 10日 震災復興基本方針（素案）の公表
- 【7月】
 - 1日 復興まちづくり意向調査
 - 8日 震災復興町民会議（第1回）
 - 10日 震災復興計画策定会議（第2回）
 - 22日 震災復興町民会議（第2回）
 - 25日～31日 地域懇談会（町内22箇所）

※今後の予定

- 【8月】
 - 7日 震災復興計画策定会議（第3回）
 - 上旬 震災復興町民会議（第3回）
 - 下旬 震災復興町民会議（第4回）
（提言書とりまとめ）
- 【9月】
 - 上旬 震災復興計画策定会議（第4回）
 - 中旬 震災復興計画（最終案）とりまとめ

「南三陸町の復興まちづくり」に関する意向調査の回収状況について

7月1日から配布した意向調査につきましては、ご協力いただきましてありがとうございます。7月19日現在の集計で、161票（59・3％）の回収状況となっております。
まだ回答されていない方は、至急返信してくださいませう。

よろしく願います。

地域にあわせた移転計画

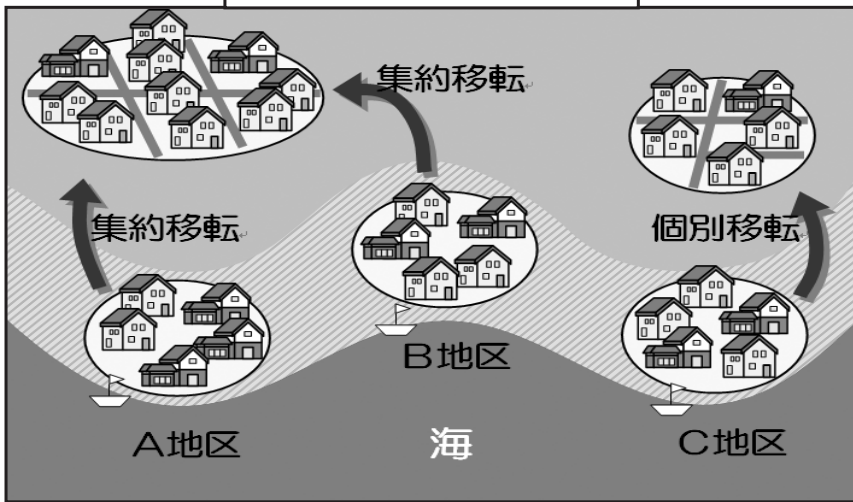
津波による家屋の流失、全壊など大きな被害を受けた地区の暮らしを取り戻せるよう、それぞれの地区の特性や地域住民の皆さんの意向などに配慮した土地利用を基本とし、地域特性に応じた復興を目指します。

◆漁村部

【基本的な考え方】

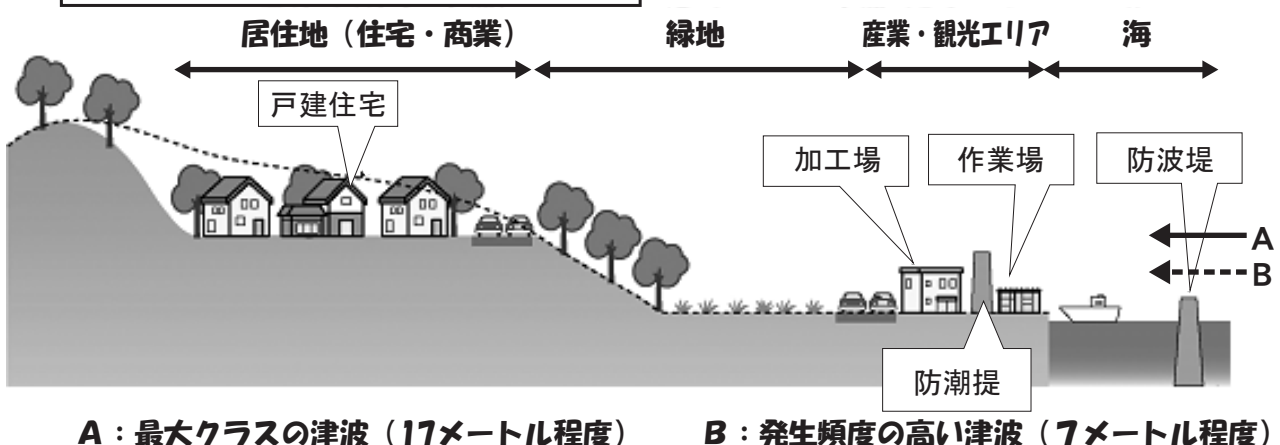
- 住まいは近隣の高台への移転を基本とし、安全性を確保します。
- 地域コミュニティ維持の観点から、集団的な移転の推進を図ります。
- 自然景観と調和した住宅地の形成に努めます。

漁村集落の移転イメージ図



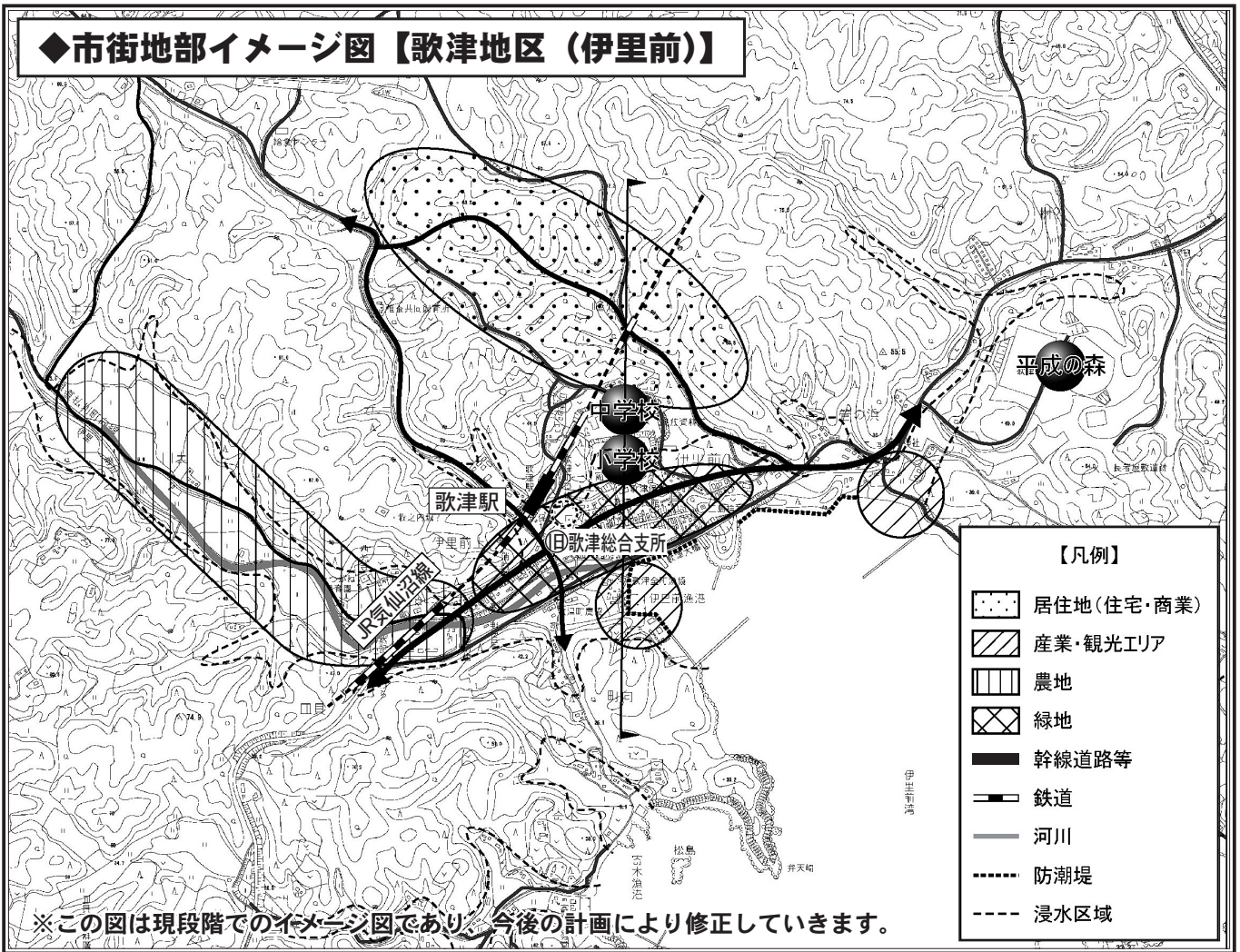
- 水産業をはじめとした産業復興と合わせ進めます。
 - 説明会や意見交換の場を継続的に設けながら進めます。
- 問い合わせ
震災復興推進課
☎ 46-11371

これからの漁村集落部断面イメージ図



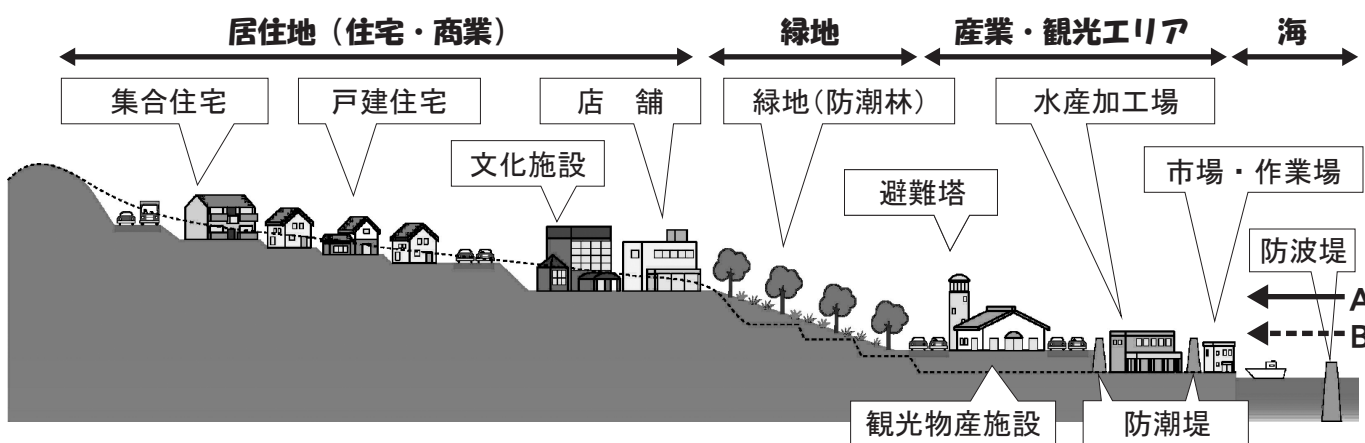
A：最大クラスの津波（17メートル程度）

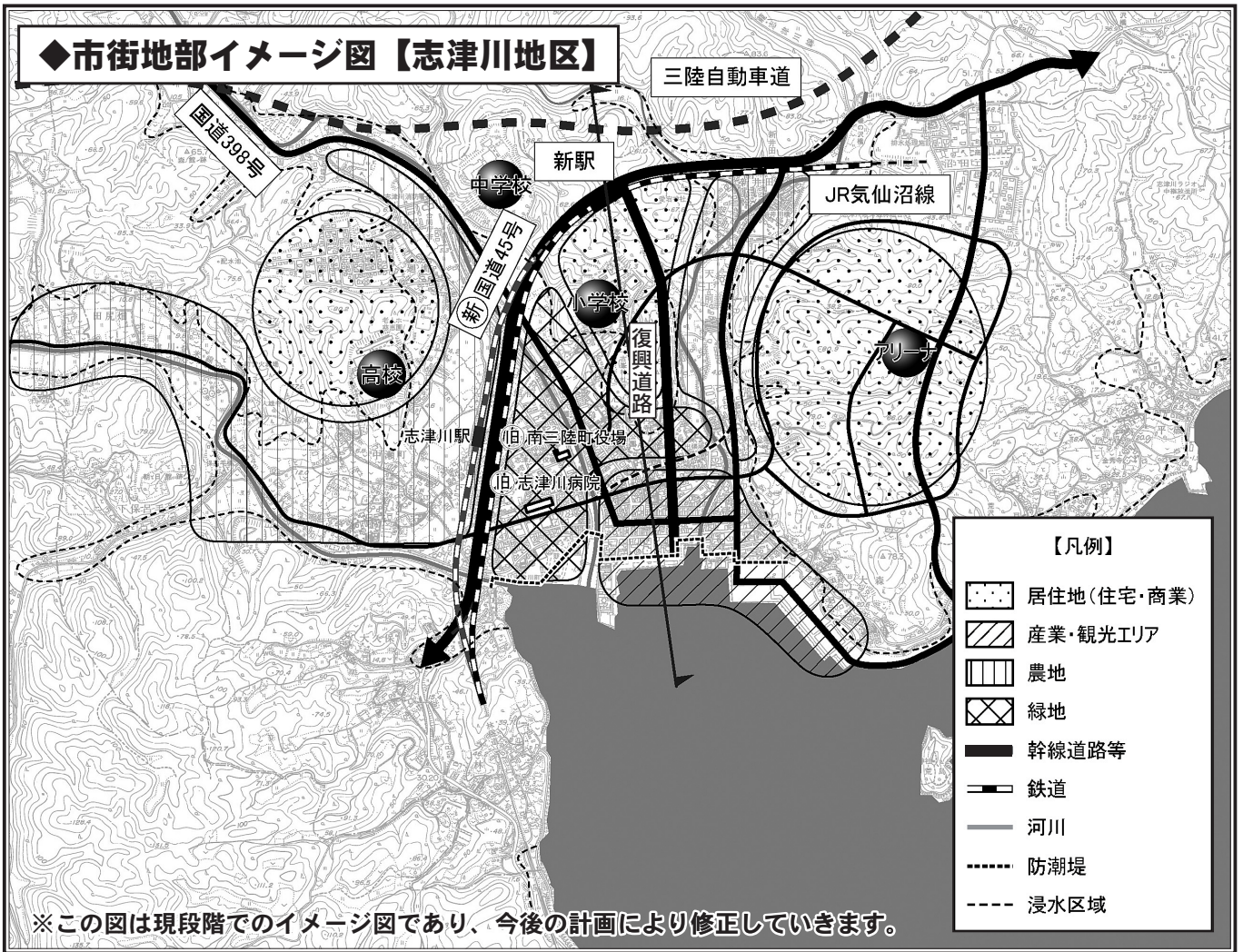
B：発生頻度の高い津波（7メートル程度）



凡例	基本的な考え方
居住地（住宅・商業）	・丘陵地の宅地造成により、安全な高台に配置する。
産業・観光	・水産漁業を復興するため、減災対策を図りながら、伊里前漁港を再生する。
農地	・伊里前川の周辺は、宅地としての利用を抑制しながら、農地ゾーンとして再生する。 ・浸水した農地の土壌改良または基盤整備の検討とともに、適地作物により早期再生する。
緑地	・JR歌津駅より海側は、緑地整備し防潮林としての機能を担わせる。
都市施設（道路）	・歌津大橋の復旧を行うとともに、国道45号を盛土構造とし多重防御機能を担わせる。
都市施設（鉄道）	・JR気仙沼線・歌津駅は、新たな街のゾーニング合わせて移設を検討する。

■これからの市街地部断面イメージ図





凡例	基本的な考え方	
居住地（住宅・商業）	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地の宅地造成により、津波被害を受けない高台に配置する。 ・役場、病院など町の中心的施設も、高台に移転集約する。 	
産業・観光エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・海に近いところから市場・作業場・水産加工場・観光物産施設を配置する。 ・港湾・水産資源を活用した観光交流空間を形成する。 	
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地としては制限しながら、農地を再整備する。 ・浸水した農地の土壌改良の検討を行うとともに、適地作物により早期再生する。 	
緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・JR気仙沼線より海側の八幡川沿いは、復興の象徴としてゆとりある緑地空間を整備する。 ・命を守る安全な市街地形成のための防潮林としての機能を担わせる。 	
都市施設（道路）	国道45号	<ul style="list-style-type: none"> ・都市間を結ぶ基幹道路としてJR線に沿って再整備、盛土により津波からの多重防御機能を担わせる。
	復興道路	<ul style="list-style-type: none"> ・中心部に復興のシンボルとなる広幅員の「復興道路」を整備する。 ・にぎわいの中心となるとともに、避難路機能を担わせる。
	補助幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地、産業・観光などの各エリアと役場、学校、病院などの施設を結ぶとともに、避難路としての活用を図る。
都市施設（鉄道）	<ul style="list-style-type: none"> ・JR気仙沼線・志津川駅は、新たな街の中心となる高台エリアに移して安全を確保する。 ・駅と中心市街地・産業・観光施設は復興道路で連携するよう検討する。 	

南三陸消防署からのお知らせ

梅雨が明け、本格的な暑さが続いています。この時季は、プールや川遊びなどの水に関係した事故に注意しなければなりません。子どもだけで危険な場所に行かないように、家庭の中でも子どもたちにお話しし、皆さんの目配り・気配り・心配りをお願いいたします。なお、南三陸消防署では、万が一に備えるため、応急手当講習の受講者を募集しています。受講を希望する方は、南三陸消防署までご連絡願います。

◆連絡先 南三陸消防署

☎46-2677

法務局からののお知らせ

仙台法務局では、被災された方の不動産や会社に関する登記相談に応じるため、専用のフリーダイヤルを開設しています。所有者が亡くなった際の相続登記や会社の役員変更登記など、気軽にご相談ください。

◆受付時間

・平日：午前8時30分から午後

5時15分まで
休日：午前9時から午後4時まで
◆フリーダイヤル
☎0120-227746

◆連絡先 仙台法務局民事行政部総務課
☎022-22515718

ひまわり相談 学校見学

宮城県立気仙沼支援学校では、発達の遅れや障害があると思われる乳幼児、児童生徒のための教育相談「ひまわり相談」を実施しています。この相談の説明を兼ねて、学校見学会と説明会を開催します。気軽にお越しください。

◆日時 9月20日(火) 午前10時から午前11時45分まで

※受付は、午前9時30分から行います。

◆場所 宮城県立気仙沼支援学校(図書室)

◆対象 乳幼児を養育している保護者、小中学生の保護者、関係機関など、関心のある方ならどなたでも参加できます。

◆内容

・午前10時から：学校見学
・午前10時50分から：各学部の

教育活動についての説明会
◆申込方法 参加を希望する方は、9月9日(金)までに電話またはファックスにて申し込みください。

◆申込・連絡先 宮城県立気仙沼支援学校支援部
☎24-3019
FAX 24-4519

生保契約照会制度

生命保険協会では、家屋等の流失や焼失により生命保険に関する手掛かりがない方のために、生命保険協会に加盟するすべての生命保険会社(47社)に対し、契約の有無に関する調査を依頼する「災害地域生保契約照会センター」を運営しています。加入している生命保険会社が不明な場合は、同センターまでご連絡ください。なお、今般、法務省より、被災された方のご遺体が発見されていない方についての死亡届の取扱いが公表されています。各生命保険会社では、この取扱いを受け保険金のお支払いの準備をしていますので、不明な点は、ご加入の生命保険会社まで問い合わせください。

◆連絡先 災害地域生保契約照会センター(フリーダイヤル)
☎0120-001731

環境対策課からののお知らせ

【資源ごみの収集品目追加】

東日本大震災により、資源ごみの収集品目は、缶、ビン、ペットボトル、段ボールの4品目のみの収集としましたが、8月15日(月)から、古紙類(新聞・雑誌等)の収集を再開します。なお、古紙類は、紙ひもで十字にしばり、各地区の指定された曜日に集積場へ出していただきますよう、ご協力をお願いします。

【燃やせないごみの臨時収集】
燃やせないごみの臨時収集を行います。期間限定の収集となりますのでご注意ください。

◆収集するごみの品目 茶碗、湯飲みなどの陶磁器、ガラス製品、やかん、蛍光管、傘など
※傘は、布やビニール部分を取ってください。

◆臨時収集期間 8月8日(月)から8月12日(金)まで

※臨時収集期間中における通常の資源ごみ回収曜日に、各地区の集積場に出してください。なお、コンテナが設置できない場所は、段ボールなどに入れて、回収しやすい状態で集

積くださいますよう、ご協力

をお願いします。
◆連絡先 環境対策課
☎46-55288

広報みなみさんりく発行のお知らせ

5月1日から、広報南三陸災害臨時号として、行政情報などをお知らせしてきましたが、9月1日号から、震災前の冊子型のスタイルで「広報みなみさんりく」を発行します。読みやすく、分かりやすく編集して発行したいと思っておりますので、ご意見等があれば、総務課情報化推進係まで、ご連絡ください。なお、広報みなみさんりく9月1日号の発行準備のため、災害臨時号は、本号(8月1日第7号)をもって終了とさせていただきます。

◆連絡先 総務課情報化推進係
☎46-1370

編集後記

長らくお待ちいたしました。9月1日号から、冊子型の広報紙を発行する運びとなりました。これまで撮りためた写真やデータなど、すべてが流し、ゼロからのスタートとなります。新たな気持ちで作成に取り組みたいと思います。また、取材などで皆さんのところにおじゃました際には、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。